

写

27嘉庁第28号
平成27年8月3日

住民無視の庁舎建設に反対する会

[REDACTED] 殿 殿

嘉麻市長 赤間幸弘



平成27年7月27日に提出された公開質問状に関する回答について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記のとおり提出された質問状について、下記のとおり回答します。

なお、この文書（公開質問状の回答）を貴会が各世帯へ配布される場合は、この回答文書の複製により配布されますようお知らせします。

また、市においても、市民への情報提供の観点から、嘉麻市のホームページ、情報コーナー等にて、この文書の公開を予定していますので予めお知らせします。（なお、個人を特定する氏名については伏せさせていただきます。）

（問合せ先）

嘉麻市 庁舎・交通体系対策室
TEL 62-5677、FAX62-5018

記

〔公開質問状による質問1〕

市長は、「議会で可決された条例であり自らの選挙公約でもある。」として、庁舎建設事業を進めています。しかし、議会の議決は、庁舎の位置のみの決定であり、事業執行の議決ではありません。市長として、庁舎建設を進めるのであれば、「自治基本条例第5章 市長等の役割及び責務並びに第7章 参画及び協働」に照らし、運用に反していると解するが如何か。また、反していないとすれば、その理由を問いたい。

【嘉麻市の回答1】

本庁舎の位置は、現在の碓井庁舎から稲築多目的運動広場（稲築高校跡地）に変更になることが平成24年12月市議会の議決により、また、新庁舎施設整備・支所庁舎のあり方・支所に必要な機能等を調査審議する審議会の設置と基本計画作成に関する予算は平成27年3月市議会の議決により決定しています。

この稲築多目的運動広場の場所には庁舎施設がありませんので、新庁舎の規模や内容、または、支所のあり方や機能等について整理し、これらの施設整備等に必要となる予算案を市議会に改めて提案し、議決いただいた後に初めて事業執行が可能になります。

現在の進捗としては、本年度（平成27年度）にこれらの予算案の基礎となる建設基本計画案の作成を進めている状況です。

なお、この基本計画の作成にあたっては嘉麻市自治基本条例の規定により、平成27年1月に市民アンケートの実施、広報誌や市民説明会による情報提供等を行い、さらに、審議会により様々なご意見をいただく予定にしているなど、市民参画の多様な制度・施策を実施しており、嘉麻市自治基本条例の趣旨通りの運用であると考えています。

〔参考：平成24年12月の庁舎の位置を定める条例の一部が改正されるまでの
主な経緯〕

○平成18年3月27日 嘉麻市誕生

合併協定項目における事務所の位置

- ・当分の間、碓井庁舎を本庁とし、本庁機能を一部分庁とする。
- ・本庁以外の庁舎は、総合支所とする。
- ・財政状況等を踏まえ、建設の是非と位置を含めて新市において検討する。

○平成20年9月議会にて

碓井庁舎を増築し、碓井庁舎を本庁に位置づけること等について検討する「庁舎増改築調査委託料」について、当時の市長から予算提案されたが、議員からの反対の意見等があり予算執行が見送られた。

○平成23年3月16日

分庁問題に関する報告書作成（行政改革推進本部組織機構改編専門部会作成）

- ・分庁方式における問題点の整理及び分庁解消による効果並びに統合庁舎の考え方を取りまとめる。

○平成23年6月10日～平成24年12月11日〔新庁舎に関する調査特別委員会（計7回）。※議会の特別委員会〕

庁舎問題検討報告書において示された4候補地について投票を行い、碓井庁舎増築3票、碓井グラウンド0票、稲築多目的運動広場12票、牛隈交差点1票、白票4票となり、議会の意向としては稲築多目的運動広場として取りまとめられた。

○平成24年12月18日〔議会本会議〕

嘉麻市市役所新庁舎の建設に関する決議

- ・議会として「稲築多目的運動広場」に庁舎を新築することを求める。

採決：賛成15票 反対6票 により、原案のとおり可決

○平成24年12月18日〔議会本会議〕

議員提案「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」

- ・内容：市役所の位置を現在の「稲築多目的運動広場」とする内容の「嘉麻市役

所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員により提出される。

- ・採決：賛成16票、反対6票により、原案のとおり可決

○平成24年12月27日〔議会本会議〕臨時議会（再議）

- ・再議理由：市民への説明不足及び財源の見通しが不確定

- ・再議の採決：賛成14票、反対7票、欠席1人により、改正条例案可決

〔公開質問状による質問2〕

平成24年12月の議会において、嘉麻市庁舎の位置の改正議案は可決されたが、恣意的意図が見え隠れする「庁舎問題検討報告書」の特別委員会の審議により、本会議での議員緊急動議から特別議決で決定した。しかし、その後、ハザードマップから立地ヶ所が浸水地域であり、それに伴う対処方法など重大な問題が庁舎課題説明会で出されたが、何一つ、市民を納得させうる回答はなかった。岩崎断層や造成工事による対処法と事業費等は、どう回答されるのか。

また、市民の安全・安心なまちづくりを推進される市長として、防災等に関する立地ヶ所周辺環境への影響をどのように考え、対処されるのか見解を示して欲しい。

〔嘉麻市の回答2〕

○洪水ハザードマップの浸水想定区域について

国等が平成14年に策定した浸水想定区域は、大雨が降ったことにより、遠賀川水系遠賀川及び泉河内川がはん濫した場合に想定される浸水想定区域を示したものであり、遠賀川に150年に1回の確率における豪雨が降り、かつ、当該箇所の堤防が破れるなど決壊した場合の想定浸水の深さが想定されたものです。

遠賀川の河川や堤防を管轄する国土交通省の遠賀川河川事務所では、このハザードマップの浸水想定区域等を参考し、遠賀川流域の人々の暮らしを守るために、ハザードマップ策定後、はん濫等の洪水被害の軽減を図る河川改修事業（堰（せき）や堤防等の河川管理施設の適切な維持管理及び修繕・更新）が行われており、庁舎建設予定地周辺部の堤防の状況は、安全性が確保された完成堤防（今後当分の間は整備予定のない完成形）との回答でした。

市ではこの地域の堤防のみでなく、嘉麻市全体の遠賀川流域の堤防管理等について、

遠賀川河川事務所に今後も要望していきたいと思っています。

【参考】：建設予定地と現在の各庁舎周辺部等の浸水想定範囲（主なものを抜粋）

- ・建設予定地 稲築多目的運動広場：2.0m～5.0m
- ・碓井地区 碓井庁舎：1.0m～2.0m、
道の駅うすい：2.0m～5.0m
- ・山田地区 山田庁舎：浸水想定区域不明
(山田川は県河川であり、県において調査が行われていないため、山田地区の浸水想定区域が不明)
- ・嘉穂地区 嘉穂庁舎：1.0m～2.0m、
嘉穂郵便局：2.0m～5.0m
- ・稻築地区 稲築庁舎：2.0m～5.0m、
稻築体育館：2.0m～5.0m

○活断層等の指摘について

岩崎断層については「飯塚地区の出山層について（筑豊炭田、出山層の研究-3）」（九州大学理学部研究報告書/地質学第9・10巻に掲載）という研究報告書に記載されていましたが、報告書の中には活断層ということは、明記されていませんでした。現在、市で把握している活断層は、福岡県内6つの活断層（小倉東断層、福智山断層、西山断層、警固断層、水縄断層、宇美断層）です。その中で、本市の北西から南東方向に西山断層帯嘉麻峠区間において「地域評価のための活断層調査（文部科学省事業）」が行われ、平成25年度に成果報告が発表されていますが、その中においても、岩崎断層というのは、取り上げられていないところです。

しかしながら、地震はいつ何処で発生するかは想定が困難であるため、庁舎を含む公共施設は耐震性のある建物とする必要があると考えています。

○安心安全な施設について

詳細な建設内容、周辺環境整備等は、建築学等の専門家や市民による審議会で検討し、建設基本計画案として定められ、事業費については予算案として算定されます。

[公開質問状による質問3]

市長就任後、平成24年の特別委員会で審議された内容と建設設計画で惹起した造成工事等を議会にどのように説明され、議会の了承を得たのか。また、平成24年の特別委員会で「庁舎問題検討報告書」を説明した当時の所管課長（現副市長）の説明内容と建設設計画にあたっての説明には、大きな乖離があると考えるが、この説明責任をどのように考え、対処されるのか考え方を明らかにしてほしい。

【嘉麻市の回答3】

当時の説明と建設計画の内容に大きな乖離があるとの質問内容が具体的に特定されていませんが、造成工事の考え方等について回答させていただきます。

当時の庁舎問題検討報告書では、各候補地の総合比較において、それぞれ長所、問題点が示されており、また、各候補地の事業費の算出では、必要最小限の費用比較として算定したものであるとの内容を、当時の特別委員会で報告をさせていただいています。

この報告書における造成工事費用は、全候補地において施設が建築できるレベル、いわゆる『あら造成』程度までが想定されています。

このあら造成については、碓井庁舎増築案と稻築多目的運動広場新築案では従前要件を満たしているため、この報告書には造成費は計上されていません。

一方、碓井グラウンドでの新築案については、県道から3mほど高い位置にあり、専門家の意見から、このグラウンドの擁壁が、新築庁舎の重量に耐えきれない可能性が大きいということでの擁壁改修費を計上し、牛隈交差点付近での新築案は、場所が特定されていない何れかの場所における私有地の農地を埋め戻してあら造成するまでの概算造成費が計上されていたものです。

ただし、その後の排水施設や仕上げ造成等に関する経費については、全候補地において、詳細な測量設計をした後にしか判明しない部分があるため、これらの経費の要否については、稻築多目的運動広場の案にのみ計上されていないのではなく、全ての4つの候補地共に報告書に経費計上されてないものです。

以上の観点から、当時の説明と現在の説明に違いはないと考えています。

【参考：当時の市議会特別委員会での議事録（抜粋）】

*平成23年7月19日開催の第3回庁舎特別委員会 議事録から

- 「庁舎を新築した場合に、全用地取得した場合の造成費の単価として、27,000円を見込んでおり、単価の根拠としては、5,000m²の一団地の土地を造成し、農地の埋戻しを約1.5m、擁壁4面での標準的な造成を行った場合の概算単価を見込んでいる」と説明。

*平成24年4月23日開催の第5回庁舎特別委員会 議事録から

- 碓井グラウンドの造成費50,000千円については、「県道から3mほど高い位置にあり、専門家の意見から、このグラウンドの擁壁が、新築庁舎の重量に耐えきれない可能性が大きいということで、その改修費も含まれている」と説明。
- 牛隈交差点付近については、「用地購入費、造成費に多額の費用を費やすことが想定、用地取得に事業がうまく進まない場合にはとん挫する可能性もある」と説明。造成単価については、27,000円/m²で計上。
- 「防災などの観点で、ハザードマップとか、耐震は安全だと思うが、水害とかの考慮されるのか。」との質問に対し、「まず建設地をどこに決めるかと

「ということで決めている、実際の防災面とか、報告書にもあるように、今後設計の中でそういうものは必ず入れていかなければならない。」と回答。

●「候補地に庁舎を建てた場合どうなるか、必要最小限建てた場合どうなるのかということで、検討を進めてきた経緯がある」と回答。

[公開質問状による質問4]

本庁舎及び分庁舎の業務は、市民にとってもっとも身近かなサービスの一つであるが、庁舎建設によって、市民サービスの低下と各地区の庁舎周辺の商店街等の衰退は明らかであるが、庁舎建設と行財政改革で片づけるにはあまりに乱暴すぎる。市民に、事前に今後どのような市民サービスを行い、さらに、旧庁舎周辺の振興策など、具体的な建設計画等の丁寧な説明が必要と考えるが如何か。

【嘉麻市の回答4】

○行財政改革について

社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政推進の実現を目指し、嘉麻市行政改革推進審議会（大学教授、商工会議所、行政区長、PTA連合会等の学識経験者8人と公募市民委員4人の計12人により構成）が平成18年度に設置され、これらの調査審議結果である答申を尊重し、市の行政改革を進められています。

また、直近の平成25年度及び平成26年度の答申では、庁舎課題や行政改革の早急な取り組み等について審議会から以下のとおりご指摘いただいております。

〔嘉麻市行政改革推進審議会答申の抜粋〕

・平成25年9月27日答申より

嘉麻市の将来を見据えた大きな視点からの行政改革として見たとき、遅延・未着手となっている取組事項の多くは、庁舎問題が大きな阻害要因となり、その進捗が阻まれていることは明白であります。また、合併特例債の活用期限が平成32年度であるならば一時の猶予も許されるものではなく、市として方向性すら定められていない現状のまま時を経過していることについて、審議会としても憂慮するところです。行政改革の円滑なる推進には庁舎問題の解決が必要不可欠であり、早急なる対応が求められるところです。

・平成26年11月28日答申より

新庁舎建設については、市長から方向性が出されており、前進していることは評価するところであります。ただ、現在でも市民はまだ旧市町の意識が強いように思われます。嘉麻市民としての市民意識を形成する意味でも、新庁舎の建設は重要であり、1年でも早い建設を要望します。

(分庁の見直し)

新庁舎建設については、合併特例債の発行期限である平成32年度までに新設する方向性が出されているということであるが、定員適正化計画の観点からも1年でも2年でも早く建設する必要がある。早期に庁舎建設計画を作成し、速やかに進められたい。

(計画的な職員数の削減)

平成39年度に350人体制を達成することとしているが、もっと早期に達成するためにはスピードアップを図るべきである。財政状況が悪くなり、赤字が増えている状況であるため、新庁舎建設による人員整理及び各所の合理化を実施し、早期の目標達成を目指していくべきである。

○地域振興について

旧庁舎周辺の振興策などの地域活性化については、重要テーマの一つと考えており、具体的なプランを庁内検討会議において検討しています。

これらの検討結果については、審議会の中で建設基本計画案の作成の中でご議論いただく予定にしており、この後、具体的な建設計画等について丁寧に説明したいと考えています。

また、諸証明の発行や簡易な申請及び相談、また、地域振興やコミュニティ拠点として、各地域（現在の各庁舎位置周辺を想定）には支所の設置を検討します。併せて、本庁舎や支所からも遠い地域では、郵便局等での住民票の写しの交付の可否などについても調査する予定です。

※ 支所には、支所の執務室の他、期日前投票や各公共的団体が使用できる会議室、防災資機材を置くことができるスペースをもった施設をイメージしています。

※ 本庁までの交通確保のため、本庁舎と支所を循環するバス等、市民の皆さまが利用しやすい公共交通対策について、関係機関と協議し検討する予定にしています。

[公開質問状による質問5]

立地予定ヶ所には、稲築スポーツプラザがあり市内の体育施設として多くの市民が利用している。この施設の対処に関しても教育委員会と今後調整すると答弁がおこなわれ、建設優先の計画ありきで、何もかもが事後調整では市民に対し説明が不十分であり、これらの事業計画や予算を市民に説明することが、市長の重要な役目と考えるが如何か。

併せて、立地に関連する施設には、稲築地区公民館があり、この施設の改築は地区関係者からの請願があり議会で採択されている。これらの施設等の計画や事業予算等も自治基本条例に則り、事前に市民に理解求めるべき責任があり、また、これらのこと総合すると行財政計画を見直す必要があると考えるが明確な回答を。

【嘉麻市の回答5】

○稲築スポーツプラザについて

稲築スポーツプラザは、新庁舎建設との関連性が生じる以前、平成19年度の行政改革推進本部決定により、統合対象施設として位置づけられており、これらの行政改革による統合対象施設は、その後のあり方等について各所管課において検討されている状況です。

また、稲築スポーツプラザは、今回の新庁舎建設に関連し庁舎問題報告書においても解体が想定されていますが、公共施設を廃止するには、施設の廃止条例や解体予算の市議会による議決が伴いますので、これらについても教育委員会と協議し、自治基本条例に沿った手続きが必要になると考えられます。

○稲築地区公民館について

稲築地区公民館については、平成24年9月に請願書が議会採択されています。

改築等を行う場合は、大規模な予算が必要になりますので、市の全体的な計画、財政状況等を勘案し、予算の市議会による議決が伴いますので、これらについても教育委員会と協議し、自治基本条例に沿った手続きが必要になると考えられます。

〔公開質問状による質問6〕

自治基本条例無視の庁舎建設が、市民の市政に対する疑惑や欺瞞を醸成し、市民の一体感を損ねているが、市長としてこの責任をどのように考えているのか。
庁舎建設は基礎的自治体としての基盤づくりにはならず、若者定住促進、産業振興や教育環境の整備、観光事業等の独自性のある事業の促進こそが、市が行わなければならない事業であり、そのための行財政改革や合併特例債の活用こそが、市民にとっての安心・安全のまちづくりとなり、市民の一体感の醸成となると考えるが如何か。

【嘉麻市の回答6】

○市長の責任について

市長の職務は、市を代表し、市の事務を管理し執行することです。（＊事務を執行するには、条例案、予算案については、必ず市議会の議決が必要です。）

本来であれば、平成24年12月に庁舎の位置が稲築多目的運動広場に変更になった条例が*特別多数議決（3分の2以上の議員が賛成）された時に、この地方自治制度の根幹である市議会の議決を受けて法律的な確定力をもち、しかも市民にとって重大な関心があり、市民サービスに大きな影響を与える可能性のあるこの条例の施行に向けて、誠実に対応する必要があったと考えられますが、この特別多数議決の条例が長い間、放置されていたことが、市民の皆様の不安や懸念を与えてきた最大の原因であろうと認識しています。

現状においては、市長の責任として、憲法・法律・条例等の全ての法令に基づき、適切に事務を執行しております。

*特別多数議決

地方自治法の規定により、一般的な議案の議決要件は、出席議員の2分の1以上の同意により議決されますが、特に重要な議案である庁舎の位置を定める条例の議案の場合は、3分の2以上の出席議員の同意が必要になります。

○地方自治の仕組みとして

・日本国憲法において

憲法第92条、第93条において、市町村の行政運営については、法律で定められることになっており、議事機関として議会を設置し、市長や議員は住民により選挙されることになっています。

また、憲法第94条において、行政執行に関し法律の範囲内において市町村は条例を制定することができると規定されています。

・法律（地方自治法）において

憲法に基づき、地方自治の組織及び運営に関する事項を定めている法律である地方自治法では、住民に選挙された代表者（いわゆる2元代表制。事務を執行する市長、議事を議決するのは議會議員）により行政が運営されることが規定されています。〔このことを議会制民主主義といいます。〕

・嘉麻市自治基本条例において

本市では、市民が主体の自治の実現をさらに図るために、憲法や法律の範囲内において市民・議会・市長等の権利や責任、役割等について定めている嘉麻市自治基本条例があります。嘉麻市は、これに基づき自治の推進を行っており、この庁舎課題についても、情報提供、説明会の実施、審議会の設置等を実施しています。

○庁舎以外の事業について

現在、庁舎建設以外の若者定住、教育、産業、交通、福祉等、さまざまな事業を施政方針に基づき実施しています。

今後も庁舎建設事業も含め、必要な事業について財源等を勘案し実施していく予定です。

*庁舎関連事業以外の合併特例債の活用について、「①合併特例債の活用見込」とこれまでの「②合併特例債の事業実績を」記載しますので、ご参照ください。

[参考：①合併特例債活用見込（平成26年8月財政計画）]

- ・小中学校大規模改造事業 14億円
- ・住宅除却事業 7千万円
- ・高速ブロードバンド事業 10億円
- ・ごみ処理長寿命化 8億円

〔参考：②合併特例債の事業実績（平成27年度当初予算ベース）〕

嘉麻市が合併により誕生した後、合併特例債を活用し実施した具体的な事業名等を記載しています。（継続中の事業は見込です。）

事業名	事業年度 (見込)	総事業費 (見込) 単位：千円
地域振興基金積立事業	H18～H20	2,591,000
市場前通り線道路改良事業（学橋）	H20	95,557
樋渡～穂波線道路改良事業	H20	7,591
高等学校施設整備事業（大隈城山校トイレ）	H20	13,927
学童保育所改修事業（上山田小、稻築西・東小）	H20	17,112
五反田碓井線道路新設事業	H21～H26	136,373
嘉穂地区小学校統合事業	H21～H25	2,663,840
嘉穂地区学童保育所建設事業	H22～H25	129,771
鴨生地区水害対策事業	H23～H29	859,505
水道事業会計補助金	H23～H27	272,849
かんがい施設整備事業	H24～H25	73,556
市街地浸水対策事業	H25～H29	237,760
火葬場建設事業	H25～H29	1,160,194
ヤ子町キシサカ線道路改良事業	H25～H28	102,880
防犯灯整備事業	H25	101,187
スクールバス導入事業	H25～H26	53,766
梅林公園整備事業	H25～H27	301,725
牛隈小学校大規模改修事業	H25～H26	286,094
合計		9,104,687

○基礎的自治体としての庁舎建設の必要性

現在の各庁舎は経年劣化が著しく、また現行の耐震基準に基づいておらず、防災面及び安全性の面で大きな問題があります。

合併特例債の活用期限（平成32年度までであれば、事業費の約3分の2を国が措置）であれば、庁舎整備、跡地利活用まで含んだ整備計画を検討できますが、平成33年度以降は、どんなに庁舎が老朽した状態となっても全ての経費（修理、補強、除却、建替等）を、国の補助金もない市の負担額で実施しなくてはならず、財政運営上とても不利な条件となり、現在の市の財政計画よりはるかに大きな支出となるのは明らかです。

庁舎整備を行い、今後数十年にわたり庁舎を安心して使用でき、また、職員の適正

化を図りスリムな組織を構築し、職員人件費の抑制を行い、これらの経費を今後不足が想定される市の収入に充当し、住民サービスの維持に努めることが、この事業の目的です。庁舎に関する取り組みは、嘉麻市が今後基礎的な自治体としてあり続けるために必要不可欠な事業であると考えられます。

また、アンケートや市民説明会においても、早急に建設して基礎的自治体を確保すべきであるとのご意見もいただいております。(平成27年1月に実施したアンケートでは、本庁舎の建設時期について、少しでも早い方がよいとの回答が19.3%、合併特例債の活用期限である平成32年度までに行った方がよいとの回答が38.8%と平成32年度までの実施を望む意見が合算して58.1%との結果でした。なお、このアンケート結果の主なものは広報嘉麻(平成27年7月号)、また、アンケート結果の全体については市のホームページ・各庁舎の情報コーナーにてご覧になることができます。)

[公開質問状による質問7]

自治基本条例に則って庁舎建設については、市民の意見を反映させるために住民投票を行う意思はないのか。

【嘉麻市の回答7】

次の4つの観点から位置問題の住民投票については、現状想定をしていない所です。

- ① 市民の代表である議会において、法律的な確定力を有する地方自治体の意思として決定されていること。
- ② 嘉麻市の行政の長である市長には、市民の代表意思そのものである議会における特別多数決で示されたこの条例の施行に向けて、誠実に対応しその責任を果たす義務があること。
- ③ 稲築地区への本庁機能を集約できる本庁舎整備と行財政改革の実施については、昨年(平成26年4月)の市長選挙での選挙公約でもあり、市長就任後の施政方針であること。
- ④ 住民投票の実施には多大な経費がかかること。

また、住民投票については、従前、地方自治法による直接請求制度として確立しており、署名により住民投票の実施について請求等を行うことができます。

さらに、嘉麻市では嘉麻市自治基本条例、嘉麻市住民投票条例による規定により有権者の3分の1を超える署名があった場合は、住民投票の実施が義務付けられています。

【公開質問状の提出の際に口頭で追加された質問8】

平成27年2月に提出した嘉穂地区市民の署名が添えられた住民無視の庁舎建設反対要請書の取り扱いは？

【嘉麻市の回答8】

取り扱いとしては、住民の貴重な意見として受けとめております。

ただ、市としては、住民無視の庁舎建設をするつもりはありません。

施政方針や広報誌、市民説明会等により説明させていただいた通り、市民への正確な情報提供、新庁舎の建設基本計画及び支所庁舎のあり方等については審議会を設置するなど、市民の皆様との協働により合意形成を図り、議会のご理解をいただきながら、丁寧に対応していく予定です。